



保 福 第 1 2 0 号  
令 和 3 年 5 月 2 5 日  
(保健医療福祉課扱い)

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

抗原定性検査簡易キットの必要数について (依頼)

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、国は、県と連携して抗原簡易キットを可能な限り早く施設への配布を進めるとされたところでは、

については、県内医療機関の施設ごとの抗原簡易キットの必要数量及び配布先を把握する必要がありますので、関係医療機関に対し別紙依頼文を配布していただきますようお願いいたします。

なお、鹿児島県医師会、鹿児島大学病院、医療法人徳洲会及び医療法人沖縄徳洲会が開設する病院・診療所へは別途依頼しました。

問合せ先

保健医療福祉課 医務係

TEL : 099(286)2707

令和3年5月25日

各医療機関 管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部  
健康増進課長

抗原定性検査簡易キット配布事業にかかる配布先等について（依頼）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、抗原定性検査の簡易キットを可能な限り早く施設へ配布を進めるとされたところで

す。  
つきましては、別添様式の施設別シートに必要事項を記載の上、下記により御提出ください。

記

- 1 調査対象 病院及び有床診療所
- 2 調査票 別添【調査様式】  
「医療機関シート」
- 3 提出期限 令和3年5月28日(金)まで
- 4 提出方法 健康増進課感染症保健係宛てメール又はFAX
- 5 留意事項
  - ・今回配布する抗原簡易キットは有症状者に使用することを念頭にしています。
  - ・キットを使用できる体制が整備されていることが配布の条件です。
  - ・原則、要望量に応じて配布することとされていますが、県への配布量を超過する場合には、従事者数を参考に調整することも想定されますので、備考欄には、従事者数を御記入ください。

連絡先

健康増進課感染症保健係 内

電話：099(286)2724

FAX：099(286)5556

Email：kansensy@pref.kagoshima.lg.jp

